

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300416015	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	史跡等の復元に關する基準の運用を見直すこと	【要望内容】 「歴史的建造物の復元に関する基準」の運用の見直し 【理由】 地域には、インバウンドをはじめ、多くの観光客を呼び込むことができる史跡等が未だ数多く眠っているが、その復元にあたっては、「歴史的建造物の復元に関する基準」があり、「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が必要不可欠とされている。そもそも写真が無い時代の史跡等の写真を求めること自体が、合理的でないため、この運用を見直すべきである。	日本商工会議所	文部科学省	文化財保護法第309条 文化財保護法第125条第1項 文化財保護法第153条第2項	◎	史跡等の国指定文化財は、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことのできない貴重な国民の財産であり、適切な保存を図ることが必要です。このため、史跡等の上に歴史的建造物を復元する場合は、史跡等の現状変更に該当し、文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会が調査・研究を行い、文化審議会に諮った上で、文化庁長官の許可が必要となります。これについては、我が国の歴史の正しい理解のため、復元の計画等が当該史跡等の本質的な価値の理解にとって有意義であること、史跡等に係る遺跡の保存に十分に配慮したものであること、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い歴然性をもつこと等を担保するために必要なことであると考えられています。ただし、当該専門委員会では、ご指摘の「指図(設計図)」「写真」が検討に必要不可欠というわけではなく、歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることも考慮することとしており、写真等がない場合であっても、精度が高くて良質な他の資料により検討することは可能です。	△	
300925005	30年9月25日	30年11月1日	30年12月18日	高校生就職活動に係る「一人一社制」の撤廃	「一人一社制」とは、企業が自社への応募に際して単願を求め、学校側も応募の推薦を制限し、「応募解禁日」の9月5日から一定時期の間(都道府県による)まで、一人の生徒が応募できる企業を一社とする慣行で、下記を目的として運用されています。 1. 企業理解・職業理解が乏しい高校生に対し、進路指導教諭が主導して斡旋を行い、就職内定率を高めること。 2. 学業に支障をきたさないスケジュールで、企業と学校・ハローワークが連携をとり、就職バランスも考慮しつつ、平等な就職機会を創出すること。 平成14年度より、今の形に定着し、都道府県高等学校就職問題検討会議が毎年申合せしています。しかし、すでに15年同じ議論がなされており、現在に即した見直しが必要と考えています。 <現在の課題> 現行の限られた期間と慣行で、高卒者が職業選択の自由を担保し、十分な情報を得て企業選択ができたかとは良い難い。結果、就職して3年以内の高卒者の離職率は40%と、30%前後で推移する大卒を上回り、入社後の早期離職(ミスマッチ)が多い。さらに高卒の入社1年後離職率は18%前後で推移しており、実数として毎年30,000人を超える18~19歳が新社会人から離脱しているが、現状、この層へのサポートは皆無に近いと言わざるを得ない。また現行の慣行では、進路指導教員と長年雇用を続ける企業の関係性により斡旋の可能性が高まるため、新たに採用活動を始める企業や中小企業の参入障壁となっている。 <改善案> 画一的な「一人一社制」のルールを撤廃をする。 (1)自主的な企業選択を望む生徒には、自由に併願応募が可能な「一般受験」を認可する。望む形での就職活動のサポートを実現するため。 (2)有料職業紹介業免許取得の民間企業による職業斡旋の実現 (3)通信制高校における規制緩和 通信制高校の生徒はスクーリングの機会が限られているため、進路指導教員からのサポートが受ける機会が全日制と比べ少なく、「一人一社制」のメリットが乏しい。 <得られる効果> 納付した就職活動の実現により、早期離職の軽減 卒業後の進路未決定者を軽減する 高卒採用を新たに始める企業に対する選考機会の創出	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	高卒生の就職慣行(いわゆる1人1社制)は、生徒が企業への応募に際し学校からの推薦を受ける際には9月16日からの選考開始後一定期間応募できる企業を1人1社までとするなどの就職活動上の慣行であり、都道府県ごとに、自治体、経済団体、学校、労働局等の関係者による都道府県高等学校就職問題検討会議による申し合わせを踏まえて決定されている。その運用状況については、秋田県、沖縄県では、当初より複数社の応募を認めるなど、その実態は地域ごとに異なっており、1人1社制の複数応募解禁時期についても、地域ごとに異なっている。 現行の新規高等学校卒業者の就職に係る推薦・選考スケジュールは下記のとおりとなっている。 6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始 7月1日 企業による学校への求人申込み及び学校訪問開始 9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県については、8月30日) 9月16日 企業による選考開始及び内定開始(秋田県、沖縄県では当初より複数応募可) 10月1日、10月15日、10月16日、11月1日 県によって異なるものの複数応募解禁	◎	当該慣行は、都道府県ごとの相違が大きく、国が一律に取扱いを定めているわけではなく、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握、分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300925006	30年9月25日	30年11月1日	30年12月18日	高校生就職活動に係る就職スケジュールの見直し	<p>高校生の就職活動のスケジュールは、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において検討会議を開催し決定しています。</p> <p><現行の推薦及び選考開始期日 ※平成31年3月卒の場合> 6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始 7月1日 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県は8月30日) 9月16日 企業による選考開始及び採用内定開始 (※厚生労働省発表 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193580.html) (※起案書 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyoutaiteikyoku-Soumuka/0000194022.pdf)</p> <p>7月1日の求人情報の解禁日程に関しては、学校現場での進路指導の実態との間に大きな乖離が生じている。工業高校では高校2年生から1学年上向けの求人票を参考に、希望業界・職種の企業研究を行っており、普通科高校においても遅くとも3年生の1学期には昨年度の求人票を参考に、ある程度希望する企業を決めている生徒が多い。</p> <p>実際にスケジュールに沿って、7月に求人票情報が解禁されてから2ヶ月の間に企業研究と、職場見学、応募企業の選定や選考準備を行うには、卒業後の人生を決める就職活動としてはあまりに短く、企業の比較や進路選択に困難が生じ、高校現場レベルで本来の公正な就職活動が行われていないケースも見られると考える。結果として高校卒業後の3年離職率40.9%の一因につながっていると懸念する。</p> <p><改善案> 就職情報の開示は、情報化社会の時代に即して時期を早期化、3年次4月には求人情報開示を行う。 2月 ハローワークによる求人申込書の受付開始 4月 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県は8月30日) 9月16日 企業による選考開始及び採用内定開始</p> <p><得られる効果> 十分な企業理解と企業検討の期間と職場見学の機会を増やすこと、自ら選択することで、就職活動に納得感を持たせ、就職後の早期離職の軽減を見込む。</p>	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	<p>新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において、全国高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより決定されている。</p> <p>現行の新規高等学校卒業者の就職に係る推薦・選考スケジュールは下記のとおりとなっている。 6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始 7月1日 企業による学校への求人申込み及び学校訪問開始 9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県については、8月30日) 9月16日 企業による選考開始及び採用内定開始(秋田県、沖縄県では当初より複数応募可) 10月1日、10月15日、10月16日、11月1日 県によって異なるものの複数応募解禁</p>	検討を予定	当該スケジュールは、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から定められているものであるが、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定	△	
300925007	30年9月25日	30年11月1日	30年12月18日	高校生就職活動に係る文書募集の規制の撤廃	<p>高校生の就職活動では、無秩序な求人活動と適正な職業選択の阻害を防ぐため、都道府県高等学校就職問題検討会議により申し合わせを行い、求人活動のルールに規制と禁止事項を設定している。現行の「一人社団」は就職活動スケジュールの規制緩和を提案したが、一方で規制緩和を行うことで更なるハローワークと学校での業務の圧迫も懸念される。</p> <p><現在の内容(文書募集の規制)> 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業年の前年の7月2日(※)から。なお、7月2日以降、次の条件をすべて満たす場合には、文書募集を行うことができます。 1. ハローワークの確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものではないこと。 2. 広告等掲載にあたっては、ハローワーク名及び求人番号を掲載すること。 3. 応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。 【文書募集】・・・新聞や雑誌、その他の刊行物に広告等を掲載したり、頒布することによって労働者を募集すること。(インターネットを利用した募集も含む。) ※平成30年7月1日が日曜日のため、7月2日以降となります。 ※(「19新卒者募集のために(東京労働局発行)」JP2から引用)</p> <p><改善案> 18歳成人の施行予定に伴い、規制ではなく、生徒自身が幅広い情報収集が行えるサポートが必要。「管轄のハローワーク名と求人番号を記載する」規制ルールは、インターネットやSNSの発達など、伝達手段が増える現代において不可能に近い。またハローワークの求人票受理・確認(精査)・発行における体制やシステム面も前近代的で、遅くスピードも遅く、本来の目的である「高校生の公正な職業選択の機会」の機能を果たさず、撤廃・変更すべきである。 ハローワークの業務状況により求人票の受付早期化が困難な場合、求人票開示前から就職活動のスタートを可能にするため、下記の通り改善する。</p> <p>(1) 広告等掲載にあたっては、ハローワーク名と求人番号は不要とする。 (2) 応募者の受付は、学校またはハローワークまたは民間の有料職業紹介業者を通じて行う。</p> <p><得られる効果> 高校生は昨年の求人票をあてにした企業研究をすることなく、企業情報収集が可能となる。 民間有料職業紹介業者への委託や、生徒が相談先を自由選択することで、学校の進路指導教員やハローワークの業務を軽減する。</p>	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	<p>新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において、全国高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより決定されている。</p> <p>新規高等学校卒業者の文書募集については、同申し合わせを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととされている。 ○新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、7月1日以降とすること。 (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人票の求人票記載内容と異なるものではないこと。 (2) 広告等掲載にあたっては、事業所を管轄する安定所名及び求人番号を掲載すること。 (3) 応募の受け付けは学校又は安定所を通じて行うこと。 また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、それぞれ9月5日(沖縄県は8月30日)以降、9月16日以降とすること。</p>	検討を予定	当該文書募集の取扱いは、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から定められているものであるが、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928054	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	高校生の採用ルールの柔軟化に向けた議論の推進について	学生の採用ルールについては、社会経済の変化に応じて様々な角度から議論が行われていると承知しているが、当連盟としては変化に柔軟に対応することが何よりも重要であるというのが基本的な認識である。 その上で、高校生の採用ルールについては大学生の議論に比して十分に行われているとは言えない。高卒生の就職活動については、1人1社制の慣行や就職難の状況が懸念されていると承知しているが、実態として高卒者が就職して3年以内の離職率は40%と大卒者を上回り、入社1年後離職率も高い状態で推移している。このようなミスマッチを減少させることは、ひいては我が国の社会経済の安定及び成長に寄与するものであると考える。 今後、大卒者の採用ルール等の議論が進む中において、高校生の採用ルールの柔軟化に向けた議論もあわせて行うように求めるものである。	一般社団法人新経済連盟	文部科学省 厚生労働省	高校生の就職慣行(いわゆる1人1社制)は、生徒が企業への応募に際し学校からの推薦を受ける際には9月16日からの選考開始後一定期間応募できる企業を1人1社までとするなどの就職活動上の慣行であり、都道府県ごとに、自治体、経済団体、学校、労働局等の関係者による都道府県高等学校就職問題検討会議による申し合わせを踏まえて決定されている。その運用状況については、秋田県、沖縄県では、当初より複数社の応募を認めるなど、その実態は地域ごとに異なっており、1人1社制の複数応募解禁時期についても、地域ごとに異なっている。 一方、新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において、全国高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより決定されている。		検討を予定	文部科学省と厚生労働省が連携の上、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努め、関係者等と必要な議論を行っていく予定	
310208001	31年2月8日	31年3月6日	31年4月5日	国の委託研究開発の成果に関する成果(特許権等)の通知手続きの簡素化	【提案の具体的内容】 産業技術力強化法第19条(日本版パイドール制度)に基づき、政府委託資金による研究開発から派生した研究成果については委託先(企業等)から委託元(NEDOやJST)へ報告する運用になっている。特に知的財産権(特許権等)に関しては、通知手続きが非常に煩雑であるため、簡素化を要望する。 □委託元によらず通知のタイミングや様式を統一(少なくともNEDOとJSTとで統一を図る)。 □通知のタイミング削減、または複数事由をまとめたかたちでの通知を可能とする(半年に1度まとめて通知等)。 □共同出願人の権利放棄について通知を不要とする。 【提案理由】 (1)委託元毎に通知のタイミングや様式が異なる 例えば「NEDOは権利化後建て放置する場合に通知は不要であるが、JSTは通知が必要である」、「共同出願の場合、NEDOは代表出願人からの通知で足り、JSTは出願人毎の通知を要する」となっている。 (2)委託元が同じでもプロジェクトにより通知のタイミングが異なる場合もある。 例えば、同じJSTであっても戦略的想像研究推進事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号に規定する「特許権等の活用」に支障に及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合は、特許権等の移転に当たり、あらかじめ国の承認を受ける義務が免除されているのに対し、JSTの未来社会創造事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号の規定にもかかわらず、特許権等の移転に当たって事前承認が求められる。また、プロジェクトは複数年度にわたることが多いものの、毎年改定が行われるために、年度によって通知のタイミングや書式が異なる場合がある。 (3)案件毎に複数回の通知手続きが必要 1つの案件(出願・権利)に關し、出願時、登録時、放置ノ放棄時、権利移転前、権利移転後、実施時等のタイミングで都度の報告が必要であり、加えて出願毎の通知が求められている。すなわち「複数の通知タイミング×出願回」というように、1つの案件で数多く(多いものでは30回以上)の通知手続きを要し、手続きが非常に煩雑である。 また、契約書を文字通り読めば、知的財産権の実施等に関して自己実施であっても都度報告が求められており、知的財産権の定義には著作権およびノウハウが含まれていることから、委託研究の成果である著作物を複製したり、二次的著作物を作成するたびに、報告が必要となり、現実的ではない。 (4)共同出願人が権利放棄する場合も権利移転に定められ通知手続きが必要 権利移転時に事前承認が必要である旨は、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれがないか否かの確認、研究開発の成果の国外流出を防ぐ目的であり、これは理解できる。しかし、共同出願人が権利を放棄する場合、残りの権利者については既に出願時に共同出願人として通知済みであるうえ、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれは低く、研究開発成果の国外流出にも該当しないと考える。 以上に示したような煩雑な手続きのために、委託元および委託先において相当の工数が発生しており、研究開発へ充当すべき工数が阻害されている。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 経済産業省	(提案1)委託元によらず通知のタイミングや様式を統一(少なくともNEDOとJSTとで統一を図る)。 (現状)NEDO、JSTごとに、通知のタイミングや様式が異なっている。 (提案2)通知のタイミング削減、または複数事由をまとめたかたちでの通知を可能とする(半年に1度まとめて通知)。 (現状)NEDOでは一部の事業にのみ複数事由をまとめた形で通知を実施している。JSTにおいては、すべてにおいて個別事業毎の通知を求めている。 (提案3)共同出願人の権利放棄について通知を不要とする。 (現状)NEDO、JSTともに、権利放棄について通知を、求めている。	産業技術力強化法第19条 ・法令自体の改正ではなく運用の変更	(提案1) b-① 検討に着手 (提案2) b-① 検討に着手 (提案3) c 対応不可	(提案1) ・H32年度までに、NEDO、JST、経産省において、通知のタイミングを、様式に応じて、「60日以内」、「90日以内」、「遅滞な」の3類型で統一化する方向で検討を進めます。 ・H32年度までに、NEDO、JST、経産省において、様式における記載事項や様式を統一化する方向で検討を進めます。 (提案2) ・H32年度までに、NEDO、JST、経産省それぞれの機関において、同一タイミングでの複数件の通知/申請についてまとめた形で通知/申請を可とする方向で検討を進めます。 (提案3) ・委託先が特許権等を放棄した際に、委託元は、委託先から権利放棄の通知を受けない限り、その状況を把握することができません。一方、産業技術力強化法第19条との関係で委託元は、特許権の最新の状況を正確に把握する必要があります。よって、共同出願人の場合についても権利放棄について通知を不要とすることは適切ではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討してはいる事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310208007	31年2月8日	31年3月22日	31年4月24日	スーパーコンピュータ分野における政府調達に係る自主的措置の見直し要望	【提案の具体的内容】 WTO政府調達協定に基づき日本政府が政府調達の自主的措置として定めている「スーパーコンピュータ導入手続」について、昨今の急速な技術の進展に即して、適用範囲の見直しおよび今後の見直しの高頻度化を求める。 【提案理由】 中央政府組織及び国立大学法人、研究機関、一部の民間企業は政府調達協定に基づき日本政府が定める「スーパーコンピュータ導入手続」(以下、本手続)の適用対象機関となっており、適用範囲(50TFLOPS以上)のコンピュータを調達する場合は、スーパーコンピュータとしてその手続に則った調達を行うこととなっている。本手続は「50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入」に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととされているものの、2014年を最後に改正されていない状況にある。一方でコンピュータの性能は年々向上しており、AIの計算等に用いる高性能汎用型コンピュータが本手続の対象範囲に含まれてしまう実態にある。今後、AIやディープラーニング等の研究推進やそれらを活用したサービス実装等のために、高性能汎用型コンピュータの調達が進められるが、本手続に則った調達を行う場合、調達までに少なくとも1か月以上の時間を要することとなり、わが国の学術の発展や研究開発、最先端の技術を活用したサービス提供の足枷となること懸念される。コンピュータ性能の向上など急速な技術進歩の状況に応じて、たとえば少なくとも年1回程度で範囲の見直しを行うことなど、見直しの頻度を高めることが望ましい。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 経済産業省 内閣官庁	スーパーコンピュータの導入に当たっては、透明、公開かつ無差別な競争的手続を設けるとともに、各機関がその導入目的に最も合致したスーパーコンピュータを導入することを確保する目的で、「スーパーコンピュータ導入手続」を含む「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)が定められ、その「1. 適用範囲」において「3. この手続は50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする。」とされています。この対象範囲の見直しに関しては、関係省庁において、スーパーコンピュータとしての適切な基準値を検討の上、決定するというプロセスをとっております。	「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)	検討を予定	「スーパーコンピュータ導入手続」の具体的な適用範囲は、ご提案のとおり、これまでも技術進歩の状況に応じて見直しを進めてきたところですが、今後も、いただいたご提案を踏まえ、適切に見直しを進めてまいります。	
310213009	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	開発事業等に伴う埋蔵文化財の調査に係る範囲・期間の限定	【提案の具体的内容】 開発事業者が土地の掘削に際して埋蔵文化財を発見した際に、開発事業の緊急性が高い場合、工事遅延によって権利者等の生活・営業再建に大きな支障をきたす場合などには、文化財調査の範囲および期間を限定すべきである。 【提案理由】 開発事業者が土地の掘削に際して埋蔵文化財を発見した際に、埋蔵文化財の保護上必要がある場合、行政は、事業者に対して掘削の中止等を命ずることができる。その後、記録保存のための調査等が終了するまでの間、事業者は開発事業を行うことができず、事業の遅延による損失を被ることとなる。そのため、事業者は、文化財包蔵地での開発の回避、文化財を損壊せずに建設できる低層・軽量の建築物の建設といった行動をとることとなり、結果として土地の有効活用が妨げられる。要望の実現により、埋蔵文化財包蔵地が有効に活用されるようになる。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	土地の所有者又は占有者が貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した時は、その現状を変更することなく、遅滞なく、都道府県教育委員会に届出を行います。その際、都道府県教育委員会は、当該遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めよう場合に限り、関係地方公共団体の意見を聴きながら、届出があった日から1か月以内に、当該遺跡の発見者等に対して、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができ、	文化財保護法第93条、第96条第1項から第6項、第184条第1項第6号、文化財保護法施行令第5条第2項	現行制度下で対応可能	文化財保護法においては、埋蔵文化財に係る文化庁長官の権限に属する事務について都道府県教育委員会に権限を委譲しており、都道府県教育委員会の自治事務として扱っています。そのため、開発事業者等により埋蔵文化財が発見された場合、当該埋蔵文化財の取扱いについては、都道府県教育委員会が決定することになりますが、文化財保護法第96条では、必ず掘削の中止等を命ずることを規定しておらず、また、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずる場合であっても、その範囲及び期間を限定するよう、既に規定されているところです。なお、周知の埋蔵文化財包蔵地における場合においても、都道府県教育委員会と開発事業者において個別の協議等を行うことで、ご指摘の「文化財調査の範囲および期間を限定」しながら事業を進めることも可能であることから、ご提案の内容は文化財保護法で整備されていると考えております。文化庁としては、平成10年9月29日庁保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」において、都道府県教育委員会に対して、開発事業者等への対応として、「埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること」や埋蔵文化財に係る調整は迅速に行うこと等を示しているところですが、引き続き、開発事業者と適切に協議を行うよう、周知を図ってまいりたいと思っております。	
310329003	31年3月29日	元年6月18日	元年8月28日	共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険事務手続の社会保険労務士への開放	社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。別表第1には、各種共済組合法は含まれていないので、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り扱える健康保険法に基づく健康保険事務手続と類似しており、また共済組合も社会保険労務士が取り扱うことを容認している事例もある。よって、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。	個人	厚生労働省 総務省 財務省 文部科学省	行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を添付する。また、行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	各種共済組合法に基づく共済組合等(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する申請書の作成等の事務は、社会保険労務士別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。なお、共済組合や組合員等の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。	